

高齢者の

**安全運転サポート車** (中古車限定)および**安全運転装置**の購入等を支援します①対象となる方 次の全てを満たす方

- ◆ 県内にお住まいの**満65歳以上の方** (令和6年度内に65歳に達する方を含む)
- ◆ 自動車検査証に記載された使用者である方 ◆ 有効期限内の運転免許証を保有している方
- ◆ 限定運転に取り組むことを宣言している方 ◆ 県税に滞納のない方
- ◆ 申請に係る年度に関わらず、**本補助金の交付を受けていない方**

## ②補助対象となる車両・装置

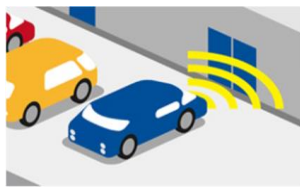
(1) **令和6年3月1日から令和7年2月28日までに中古車として登録もしくは届出された車のうち、次の全ての装置を搭載した車両を購入した場合** (サポカーSワイド) (※1)

(※2) **20,000円**を補助します。

○衝突被害軽減ブレーキ (対歩行者)



○ペダル踏み間違い 急発進抑制装置



○車線逸脱警報装置



○先進ライト

イラストの出典: 経済産業省ウェブサイト (<https://www.safety-support-car.go.jp/>)

(2) **令和6年3月1日から令和7年2月28日までに県内の販売・設置業者** (※3) において、次の①または②の装置 (両方も可) を**購入・設置**した場合 (設置した車が安全運転サポート車の場合は対象外となります)

(※5) **10,000円**を補助します。

## ①後付け急発進抑制装置 (※4)

国土交通省の性能認定を受けたもので、製造販売元業者等が販売および設置を認めている取扱い事業者で購入および設置したもの。



## ②車線逸脱警告機能 および追突防止機能付きドライブレコーダー



- ※1 本補助金の対象車両は、サポカー限定免許の要件を満たさないものもありますので、サポカー限定免許の申請を考えている方はご注意ください。
- ※2 補助対象経費の下限 (20,000円) を下回った場合、補助対象外となります。
- ※3 申請者自らが経営するものを除きます。
- ※4 ①について、国土交通省の性能認定を受けた後付け急発進抑制装置を購入・設置できる事業者および車両は限られています。必ず、事前に事業者にお問い合わせください。また、事業者や商品によっては、購入と設置を同一店舗で行うことが求められる商品がございますのでご注意ください。
- ※5 補助対象経費の下限 (①20,000円、②20,000円) を下回った場合、補助対象外となります。

## 申請書等の提出先・お問合せ先

郵送・電子申請で申請を受け付けます

県HPへ

福井県防災安全部県民安全課 (〒910-8580 福井市大手3丁目17-1)

受付時間: 平日8:30~17:15 (年末年始・祝日を除く)

☎ 0776-20-0296

✉ kenan@pref.fukui.lg.jp

交通死亡事故防止対策事業補助金

検索



# 補助金の申請から交付までの流れ

## (1)安全運転サポート車<sup>(※1)</sup>を購入または安全運転装置<sup>(※2)</sup>を購入・設置します<sup>(※3)</sup>

- ※1 令和6年3月1日から令和7年2月28日までに登録または届出する **中古車**が対象です。
- ※2 令和6年3月1日から令和7年2月28日までに**県内の販売・設置業者(申請者自らが経営するものを除く)**で購入・設置した安全運転装置が対象です。(設置した車が安全運転サポート車の場合は対象外となります)
- ※3 補助金の交付は1人1回(台)限りです(令和3年度から申請日までに当補助金に申請したことがある方は補助対象者とはなりません)。

## (2)交付申請書を福井県に提出してください<sup>(※4、5、6)</sup>

安全運転サポート車	安全運転装置
<ul style="list-style-type: none"><li>・交付申請書</li><li>・安全運転サポート車販売証明書【事業者記載】</li><li>・県税の納税状況の確認について</li><li>・自動車検査証の写し</li><li>・運転免許証の写し (住所変更がある場合は裏面の写しも必要)</li><li>・限定運転宣言書の写し(両面)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・交付申請書</li><li>・安全運転装置設置証明書【事業者記載】</li><li>・安全運転装置の購入・設置にかかる領収書 (<b>価格、日付、品名、店名の記載があるもの</b>)</li><li>・県税の納税状況の確認について</li><li>・自動車検査証の写し</li><li>・運転免許証の写し (住所変更がある場合は裏面の写しも必要)</li><li>・限定運転宣言書の写し(両面)</li></ul>

- ※4 申請書の受付期間は、令和6年5月1日～令和7年3月6日です。(必着)
- ※5 **郵送、電子申請で提出できます**。郵送方法については任意ですが、県に郵便物が届かない場合は、県では責任を負いかねますのでご了承ください。また、郵送事故等による書類紛失を防止するため、簡易書留等、配達記録が残る郵送方法を推奨します。
- ※6 電子申請の場合には、県の電子申請システムもしくは当補助金のHP(表面参照)に掲載しておりますURLから申請できます。

## (3)「補助金交付決定兼額の確定通知書」が県から届きます

(2)の申請書をご提出いただいてから約1～2か月後

## (4)補助金が、申請書に記載した口座に振り込まれます

(3)の通知書をお送りしてから約1か月後

※ 年度途中で申請総額が予算額に達した場合、申請書の受付を終了しますのでご注意ください。

 補助対象車両・装置は**1年以上所有する必要があります**。

補助金を受けて取得したものを登録・届出の日もしくは装置の設置の日から1年以内に譲渡・転売等した場合は、補助金を返納しなければならない場合があります。